

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和3年 8月 1日 至 令和4年 7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 おかべ耳鼻科
- ① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 埼玉県桶川市北1丁目22番9号
- (3) 設立認可年月日 平成5年 8月 9日
- (4) 設立登記年月日 平成5年 8月 23日

2 事業の概要

- (1) 本来業務

種類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	おかべ耳鼻咽喉科医院	埼玉県桶川市北1丁目22番9号	無し

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年9月15日 令和2年度決算の決定
令和4年7月31日 令和4年度予算の決定

法人名 医療法人社団 おかべ耳鼻科

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県桶川市北一丁目22番9号

貸 借 対 照 表

(令和4年7月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部		
科目	金額	科目	金額	
I 流動資産	48,539	I 流動負債	8,173	
II 固定資産	9,932	負債合計	8,173	
1 有形固定資産	9,585	純資産の部		
2 無形固定資産	74	科目	金額	
3 その他の資産	273	I 出資金	10,000	
資産合計	58,471	II 積立金	40,298	
		純資産合計	50,298	
		負債・純資産合計	58,471	

法人名 医療法人社団 おかべ耳鼻科

所在地 埼玉県桶川市北一丁目22番9号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 3 年 8 月 1 日 至 令和 4 年 7 月 31 日)

(単位:千円)

科 目		金額
I 事 業 損 益		
1 事 業 収 益		76,966
2 事 業 費 用		71,814
	事 業 利 益	5,152
II 事 業 外 収 益		12,089
	経 常 利 益	17,241
III 特 別 損 失		165
	税 引 前 当 期 純 利 益	17,076
	法 人 税 等	356
	当 期 純 利 益	16,720

様式 2

法人名 医療法人社団 おかべ耳鼻科
 所在地 埼玉県桶川市北一丁目22番9号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 錄

(令和4年 7月31日現在)

1. 資 産 額	58,471 千円
2. 負 債 額	8,173 千円
3. 純 資 産 額	50,298 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	48,539
B 固定資産	9,932
C 資産合計 (A+B)	58,471
D 負債合計	8,173
E 純資産 (C-D)	50,298

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 おかべ耳鼻科
 所在地 埼玉県桶川市北1丁目22番9号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 おかべ耳鼻科

理事長 岡部 邦彦 殿

私は、医療法人社団 おかべ耳鼻科の第 29 期（令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 7 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 9 月 15 日

医療法人社団 おかべ耳鼻科

監事 稲見 親哉 印